

野木町農地移動適正化あっせん基準

野木町農業委員会

1、目的

この基準は、農業委員会が野木町農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農業振興地域内の農用地等について、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者（農業生産法人及び農業後継者を含む）の農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化のための権利移転あっせん事業（以下「あっせん事業」という）を円滑、適正に行うことを目的とする。

2、方針

この基準は、野木町農業振興地域整備計画にそって運用されなければならない。

3、農用地等の権利取得者

あっせん事業により農用地等の権利を取得させるべき者は、次のとおりである。

- (1) 農業を営む者
- (2) 農地保有合理化法人
- (3) 農業者年金基金
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人等。但し、農地法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地であって、農業用の共同利用に供されるものに限る。

4、農用地等の権利取得者のうち農業を営む者の要件

農用地等の権利を取得しようとする者のうち農業を営む者の要件は、農業振興地域整備計画で定める農業経営の目標を達成する目的で農地等を取得すると認められる者のほか、次の要件を具備する者であること。

- (1) その農業経営には専ら又は、主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年を含む2人以上の家族農業従事者（農業生産法人にあつては常時従事者たる構成員）がいること。
- (2) 権利を取得させるべき者は、認定農業者又は認定志向農業者であること。
- (3) その農業経営の経営主が57歳以上であるときは、その後継者が現に農業に従事しているか又は、近く従事する見込みがあると認められること。
- (4) その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（農業生産法人にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯数で除した面積。養鶏経営に係る施設の用に供する土地にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯数で除した面積。養豚経営、酪農経営又は養鶏経営に係る施設の用に供される土地にあつては、飼養規模以下同じ。）が別に定める場合等を除き、野木町に

における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均経営面積以上で、農業委員会が定める基準面積（養豚経営又は、養鶏経営に係る施設の用に供される土地にあつては、基準飼養規模が養豚経営では（年間）母豚 80 頭、肉豚 1,200 頭及び酪農経営では（年間）乳牛 4 5 頭、養鶏経営では（年間）採卵鶏 10,000 羽、ブロイラー 30,000 羽）129アールを超えるものであること。

(5) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか又は、近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

(6) その者が取得する農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確定であると認められること。

5、農用地等の権利取得者のあつせん順位

農用地等の権利を取得させるべき者に対するあつせんは、農業を営む者を第1順位とする。この場合、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合又は、農業を営む者にあつせんするよりも農地保有合理化法人にあつせんする方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には、農地保有合理化法人にあつせんする。但し、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあつせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあつせんする。

6、農用地等権利取得者が2人以上いる場合のあつせん順位

農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあつせん順位については、次のものを優先的にするほか、7に掲げる事項を総合勘案してあつせんを行う。

(1) 農用地の権利取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積との格差が小さい者。

(2) 農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者。

(3) あつせんすべき農用地等の位置が、農道、水利、通作距離などの利用条件からみて、その農用地等を最も効果的に利用することができる者と認められる者。

(4) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者。

7、各種事業との関連あつせん

農業基盤整備事業、農業構造改革事業、農業振興に関する各種事業により、当該事業の遂行上、権利移動並びに交換が必要と認められる場合には、4及び6の基準にかかわらず優先的にあつせんを行うものとする。

8、あつせん譲受け等候補者名簿の作成

農業を営む者からの申出、農業委員会の日常活動による把握を基礎としてあつせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は、交換の相手として適当と認められる候補者（あつせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る）を「あつせん譲受け等候補者名簿」に登載

するものとし、必要な都度見直しを行う。

9、あっせんを行う場合

あっせんは、次のいずれかに掲げる場合に行うものとする。

- (1) 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は、交換についてのあっせん申出があった場合。
- (2) 「あっせん譲受け等候補者名簿」に登録されている者から農用地等を買受け又は、借受けについてのあっせん申出があった場合。
- (3) (1) 又は (2) のあっせんに直接関連して他の農用地等の譲渡し、貸付け又は、交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合。

10、あっせんを行わない場合

次の場合は、あっせんを行わないものとする。

- (1) 農用地等の所有者からその売渡し若しくは、貸付けの相手方を指定している場合等、農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合又は、あっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結している場合、不動産業者が介入していると認められる場合等、農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合。
- (2) 当該地域における通常の売買価格を上まわる額であっせんの申出があった場合。
- (3) あっせんの申出があった農用地等が、客観的にみて近く農業以外の目的に供されると認められる場合。

11、別に定める場合

あっせん基準4の(4)「別に定める場合」は、次のとおりとする。

- (1) 農用地を交換する場合であっては、その一方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積に達してなくも相手の経営面積が当該地域の基準面積を超えているか又は、その交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団化に著しく寄与する場合。
- (2) 花き栽培等の集約経営が行われる場合。

附 則

この基準は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から適用する。